

千葉県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「令」という。）、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号。以下「施行規則」という。）及び千葉県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成29年千葉県条例第34号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、法第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定認定申請)

第2条 法第13条第2項の申請書は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書には、施行規則第11条各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し
- (2) 使用する水が水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び千葉県小規模水道条例（平成3年千葉県条例第57号）第2条第1号に規定する小規模水道により供給される水以外の水である場合にあっては、当該水が同法第4条第1項各号に掲げる要件を備えるものであることを証する水質検査の結果を記載した書面の写し
- (3) 法第13条第1項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）を受けようとする者が令第13条第1号に規定する施設（以下「施設」という。）の賃借人又は転借人である場合にあっては、当該施設に係る全ての賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る契約書の写し並びに当該契約に係る全ての賃貸人又は転貸人が当該施設を事業の用に供することについて承諾していることを証する書面の写し
- (4) 施設が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分の場合であって、当該施設に係る同法第

30条第1項の規約が定められているときは、当該施設を事業の用に供することが当該規約に違反していないこと（当該規約に事業の用に供することについての定めがない場合は、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。）に当該施設を事業の用に供することを禁止する意思がないことを含む。）を証する書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（特定認定書の交付等）

第3条 市長は、法第13条第3項の規定による特定認定をしたときは、申請者に対し国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定書（様式第2号。以下「特定認定書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、法第13条第3項の規定による特定認定をしないときは、申請者に対し国家戦略特別区域法第13条第3項の規定による特定認定ができないことの通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（変更認定申請）

第4条 施行規則第13条の申請書は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更認定申請書（様式第4号）とする。

（変更認定書の交付）

第5条 市長は、法第13条第7項において準用する同条第3項の規定による変更の認定をしたときは、申請者に対し国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更認定書（様式第5号）を交付するものとする。

（変更届）

第6条 施行規則第15条の届出書は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更届（様式第6号）とする。

（廃止届）

第7条 施行規則第16条の届出書は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業廃止届（様式第7号）とする。

（標識）

第8条 条例第3条第2項の規定による標識の掲示は、次に掲げる事項を記載した標識を特定認定書の交付を受けた時から事業を開始する日までに、条例第3条第1項に規定する滞在者及び施設の近隣住民等が容易に確認す

ることができる位置に掲示する方法により行うものとする。

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 認定番号

(3) 緊急連絡先

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成29年千葉市条例第34号）の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第20号)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。